

平成 29 年 8 月 定例教育委員会 議事録

日 時 平成 29 年 8 月 23 日 (水) 開会 17 時 00 分
閉会 18 時 58 分

場 所 レセプションホール

出席者 教育長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克 教育委員 (教育長職務代理者)
明石 光伸 教育委員
高橋 護 教育委員
小野 和枝 教育委員
議事録署名委員 明石 光伸 教育委員

教育庁 湊 博秋 教育参事
高橋 修司 教育次長兼社会教育課長
月輪 利生 教育政策課長
姫野 悟 学校教育課長
梅田 智行 スポーツ健康課長
末光 淳二 教育政策課参事
猪俣 正七郎 学校教育課参事兼総合教育センター所長
亀川 義徳 社会教育課参事
加藤 ひろみ 教育政策課課長補佐
志賀 貴代美 教育政策課課長補佐兼指導主事

傍 聴 人 13 名 (職員研修)

- 議事日程 第 1 議事録署名委員の指名について
第 2 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する
結果報告書について【議第 31 号】 **※継続審議**
第 3 平成 29 年度一般会計補正予算案 (第 2 号) について【議第 32 号】
第 4 別府市美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
【議第 33 号】
第 5 別府市費負担職員人事案について【議第 34 号】 **※非公開**
- 報告事項 (1) 別府市教育庁事務決裁規程の一部改正について【報告第 17 号】
(2) 別府市立小学校・中学校職員服務規程の一部改正について
【報告第 18 号】
(3) 別府市幼稚園職員服務規程の一部改正について【報告第 19 号】
(4) 寄付受納について【報告第 20 号】
(5) 平成 29 年度別府市功労表彰・特別功労表彰候補者について
【報告第 21 号】 **※非公開**
- その 他 (1) 平成 29 年度全国学力・学習状況調査結果について **※非公開**
(2) 平成 30~33 年度実施計画 (案) について **※非公開**
(3) 平成 29 年度秋季幼稚園・小学校運動会、中学校体育大会訪問日程
(4) 9 月定例教育委員会の開催日程について
(5) 別府市立朝日小湯山分校の取扱いについて **※非公開**

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 開会前にご報告を申し上げます。本日は職員研修の一環としまして、各議案の担当課等の職員が同席しております。各学校現場からも市の職員が傍聴させていただいております。
それでは、ただいまより平成 29 年 8 月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第 1、議事録署名委員について、本日は明石委員さんをお願いします。
本日の議事のうち、報告事項（5）報告第 21 号 平成 29 年度別府市功労表彰・特別功労表彰候補者について、その他の（1）平成 29 年度全国学力・学習調査結果について、（2）平成 30～33 年度実施計画（案）につきましては、別府市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定によりまして、非公開とすることを提案いたします。お諮りいたします。報告事項（5）、その他（1）及び（2）を非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。出席者の 3 分の 2 以上でございますので、これを非公開といたします。また、これらの議題の審査順序を入れ替え、最後に審議を行います。

◎ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書について

寺岡教育長 それでは議事日程第 2 ですが、前回からの継続審議となっております議事第 31 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書についてです。この件につきまして、説明をお願いいたします。

教育政策課長 それではご説明いたします。別紙資料をご覧ください。これは、7 月の定例教育委員会でご指摘のありました 3 点について付加修正をしております。まず 1 ページをご覧ください。取組（2）いじめ・不登校の解消の評価シートの中に、SSW というアルファベットの略号表記と、カタカナ表記のスクールソーシャルワーカーの両方の記述があるので統一を、とご指摘をいただきましたので、カタカナ表記でスクールソーシャルワーカーという記述に統一しております。また、同取組の中に、スクールカウンセラーを SC というアルファベットに略号表記にしておりました

ので、併せてカタカナ表記で統一いたしました。1 ページでいいますと、一番下から 2 行目、スクールカウンセラーとカタカナ表記しているところが、元は SC という表記でございました。また、下から 8 行目のスクールソーシャルワーカーというカタカナ表記が、元は SSW という表記でございましたのでカタカナに統一いたしました。次に 2 ページをご覧ください。上から 7 行目のスクールカウンセラーというカタカナにつきましても、元は SC という表記でございました。その横スクールソーシャルワーカーにつきましても、SSW という表記でしたので、カタカナ表記に変えております。他のカタカナ表記については元のままです。

続きまして 5 ページをお開きください。取組（1）スポーツ活動等の推進の中に、東京オリンピックやラグビーワールドカップについて記載してほしいというお話がありましたので、5 ページの中ほど、今後の具体的な取組の 2 点目に、「平成 29 年度「2020 夏行こうぜ TOKYO プロジェクト」の取組により、2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けた別府市出身選手の育成と市民の開催機運の情勢を図ります。」というふうに、2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組を追加しております。

最後に 7 ページをご覧ください。コミュニティ・スクールの推進の中に象徴的なフレーズの記載を、というお話でしたので、7 ページ一番最後の、自己評価とその理由の欄に、「平成 28 年度から全校正式実施され」というところの後に、「地域の子どもは地域で育てる」という理念のもと」という表記を新たに追加しております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より、議第 31 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する結果報告書の、用語の修正・追加分がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。

明石委員 僕が知らないだけかもしれませんが、5 ページの「2020 夏行こうぜ TOKYO プロジェクト」という、そういう取組があるんですか。

スポーツ健康課長 日本体育大学と提携を結びまして、日本体育大学のほうに児童生徒を送って、そこで質の高い、レベルの高い授業と言いますか、練習をするという取組になっております。

明石委員 別府市がこういうキャッチフレーズを作ったということですね。

寺岡教育長 市内の児童生徒がトップアスリートを目指して、という意味があつてこういうことになったと思います。その他、よろしいでしょうか。

高橋委員 まずはお詫びを申し上げたいんですが、先月の定例教育委員会に私欠席でございましたので、この知見活用委員会の評価については論議をすることができないかなと思うんですが、学校教育課長さんにちょっと確認させていただきたいと思います。実は、先月の資料の 4 ページにですね、成果と課題というところに、全国学力学習状況調査結果によると、普通

日の1日あたりの学習時間が1時間未満の小学校6年生、中学校3年生が増加しているために、家庭との連携を進めます、というふうな文言がございます。これは非常に私自身大変大事な問題だと思うんですね。というのは、以前から教育委員会として学校現場にはいろいろ指導ができるんですが、各家庭に対しての働きかけなり、いろんな指導というのが、なかなか立ち入れない部分を感じておりました。そこで、成果と課題というところに出てきたんだと思うんですが、その下の、今後の具体的な取組として、指導主事さんが学校運営協議会、あるいは校内研究会などで、家庭学習の手引きによる学校と家庭の連携・協力について、指導・助言を行っていくということでございますが、今のところ、家庭に対する取組、家庭への働きかけ、というのが家庭学習の手引きというのが一応基本になっていると思うんです。その活用について、そういうふうな協議会や研究会を利用して活用していくということでございますが、どれくらい成果が出ているかなあと。私自身半信半疑なんですけど、教育委員会としてはこの辺が限度なのかなという部分について、学校教育課長さんはどのようなご見解をお持ちなのかなということを伺いたいと思います。

学校教育課長 ご指摘ありがとうございます。実は前回、7月の協議で、福島委員さんから同じようなご指摘を受けまして、例えば家庭学習そのものをいかに充実したものにしていくか、そして、その家庭学習を生徒がしてきたときに、翌日のやり直しとか指導を、どうきっちり細かくやっていくかというご指摘を受けたところでございます。ですから、手引きを配って家庭に協力してくださいね、というだけでは、なかなかこれは実を結ばないだろうというふうに認識しておりますので、この時点の成果と課題としてはこういう書き方をさせていただきましたけど、今考えているのは、2学期から指導主事を派遣して、実際にどういう宿題の出し方をしているのか、出した宿題についてどういう処理というか対処方法をしているのか、福島委員にご指摘いただいた部分を細かく学校ごとに把握して、要は家庭で指導してくださいではなくて、学校が宿題に対してどういう指導をするのか、そういうことでやっていこうと思っております。そうしないと、高橋委員ご指摘のように成果は出ないと思っておりますので、今のところそう考えております。以上です。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。その他、教育委員さんよろしゅうございますか。それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第31号は原案に対し、議決することにご異議ございませんでしょうか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第31号は議決することに決定をいたしました。

◎ 平成 29 年度一般会計補正予算案（第 2 号）について

寺岡教育長 次に議事日程第 3、議第 32 号 平成 29 年度一般会計補正予算案（第 2 号）についてです。この件につきまして、説明をお願いいたします。

教育次長兼社会教育課長 それでは、3 ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算につきましては、昨年度 7 月に施工いたしましたコミュニティセンターの浴槽の工事に伴いまして、工事をした関係で芝居の湯を休業しましたので、その補償と、国及び県の災害補助で実施しております重要文化的景観、湯の花小屋ですね、この修復事業の年次計画一部変更に伴うものでございます。

歳出のほうから説明をさせていただきます。11 款 5 項 5 目の 0633 事業、コミュニティセンター管理運営に要する経費ですが、これにつきましては、コミュニティセンターの浴槽が、シロアリにより柱に腐食が生じまして、柱の取替工事が必要となったために、平成 28 年 8 月 1 日から 9 月 13 日までの 44 日間、芝居の湯の休業を余儀なくされました。このために休業補償額について指定管理者と協議の結果、過去の収入や支出の状況を参考に補償額を算定し、協議が成立しまして、補正予算として計上させていただいた次第でございます。補償額は 70 万 3 千円ということでございます。続きまして 11 款 5 項 7 目 1050 事業、湯けむり景観保存に要する経費につきましては、震災により被害を受けました湯の花小屋の修復事業でありまして、当初の整備計画では平成 28 年度から平成 30 年度の 3 ヶ年で整備する計画でございましたが、文化庁が平成 29 年度予算を国のほうが確保できたということで、今年度事業として予算を計上するようという指示がございました。この結果、平成 30 年度に予定しておりました 3 棟分の整備費用 532 万円と、事業報告書の作成委託料 163 万 6 千円を今回の補正で計上させていただきました。この事業につきましては、伝承的技術を有する湯の花小屋保存会以外に委託業者が存在しないということで、1 年間で修復できる湯の花小屋の棟数も限定されます。この事業の予算は、次のページに繰越明許費ということで計上させていただいてありますが、予算は補正として挙げさせていただきますが、事業としては翌年度に繰越して修復をするという形で考えております。また、この補正予算と併せまして、国からの補助金及び所有者の分担金の増額が生じますので、特定財源の財源補正も併せて計上させていただきたいと思っておりますが、内容につきましては、歳入のほうでご説明させていただきたいと思います。

戻りまして、2 ページに歳入の項目があります。まず 13 款 2 項 1 目 1 節、重要文化財景観整備費事業費分担金の追加額としまして、59 万 6 千円、合計 316 万 6 千円となる見込みでございます。それから、この分担金は修復する湯の花小屋の所有者が負担する分担金となっております。続きまして、15 款 2 項 6 目 4 節、文化的景観保護推進事業費補助金の追加額としまして、486 万 7 千円、合計 2,298 万 2 千円となる見込みでございますが、災害事業費の 70%を国庫補助金として算出しております。最後になりますが、16 款 2 項 8 目 2 節、文化財保存事業費補助金の追加額としまして、55 万 5 千円、合計 741 万 8 千円となる見込みで、これは災害事業費の 8%を県の補助金として算出しております。この災害復旧事業

費につきましては、国に全体の7割を負担していただいて、県が8%、残る22%を市と所有者が折半ということで、11%ずつの負担という形になります。それで特定財源歳入の補正も併せて挙げさせていただいた次第でございます。今回の補正関係につきましては以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より、平成29年度一般会計補正予算案(第2号)につきまして説明がございました。重要文化的景観整備事業、文化財保存事業費補助金等でございます。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第32号は原案に対し、同意することにご異議ございませんでしょうか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第32号は同意することに決定をいたしました。

◎ 別府市美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第4、議第33号 別府市美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。この件につきまして、説明をお願いいたします。

教育次長兼社会教育課長 別府市美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。6ページ、それから7ページに新旧対照表を掲載させていただきました。これは6月の補正を承認していただきまして、今、旧ニューライフプラザを美術館として暫定使用するというので、工事改修中でございますが、10月オープンに向けて準備をしております。それで、上人ヶ浜の、今休館している美術館から、旧大分県立社会教育総合センターのほうに移転するというに伴いまして、位置、所在地の変更を行うために、条例の一部を改正させていただきたいと考えております。従いまして、条例の第2条中の位置、「別府市上人ヶ浜1番1号」から、「別府市大字別府字野口原3030番地16」に改めるものでございます。また、この条例改正に伴いまして、6条、8条等で一部字句の修正、漢字への修正を併せて改正しようとするものでございます。以上が概要でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より、別府市美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。10月にオープンという予定でございます。

明石委員 位置の改正、これは当然ですけど、第6条の文言ですね、これは当初作ったときには相当考えて作っているはずなんですよ。この「いずれか」

を入れるかどうか考えているはずなので、そのときの法令の担当者によって変わるんですかね、こういうのは。当初、推敲に推敲を重ねて条例を作っているわけですから、これを変えるのは。「毀損」というのもわざわざ漢字に改めるというのは。わざわざこういうふうに、障がい者の「障がい」のようにひらがなに直したような、「毀損」の「毀」もややこしい字だからひらがなにしていたんじゃないかなと思ったりするのを、わざわざ難しい漢字に改めるのは、何か意味があるんですかね。

教育次長兼社会教育課長 今回のこの6条、8条の改正部分につきましては、特段今する必要があるかどうかといたら、しなくてもいいような部分もありますが、せっかく所在地の変更をするときに併せてですね、字句等の総点検をしまして、総務の法規の専門の職員の意見、現在の条例の文言の使い方、それから漢字・ひらがなの使い方では、このほうが適切であるという意見を受けまして、今回併せてこういうふうな字句の修正をしようとするものでございます。当時の条例を作った担当からしたら、これが良いと思ったのでしょうけど、長年使う中で、現在の法規の文言なり字句、漢字、ひらがなの使い方を調整すれば、このほうが適切であろうという判断のもとに改正をしようとするものでございます。

明石委員 それはそうでしょうけど、「毀損」という字が。もっと分かりやすい、要するに壊すということでしょう。だから前、わざわざひらがなで「き損」としているのを、難しい漢字に直すというのは。なるべく易しい字のほうがいいんじゃないですかね。

寺岡教育長 では明石教育委員さん、意見ということでよろしゅうございますか。

明石委員 はい。

寺岡教育長 その他に何かございませんか。よろしいでしょうか。他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第33号は原案に対し、同意することにご異議ございませんでしょうか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第33号は同意することに決定をいたしました。

◎ 報告事項（1）

寺岡教育長 次に報告事項に入ります。報告第17号 別府市教育庁事務決裁規程の一部改正についてです。この件につきまして、説明をお願いします。

教育政策課長 9ページをご覧ください。別府市教育庁事務決裁規程の一部改正についてご報告いたします。10ページをご覧ください。まず改正理由といたし

まして、校長、園長、及び学校支援センター所長の休暇に関する専決事項について見直しを行う必要があるため、規程を改めるものでございます。今回の規程の改正内容といたしまして、別表第3と別表第4の部分を改正しております。新旧対照表のほうが見やすいと思いますので、11ページをご覧ください。別表第3につきましては、校長、園長の専決事項が明記されております。別府市立小学校・中学校管理規則及び幼稚園管理規則により、所属教職員の休暇につきましては、承認は校長が行うこととされておりますので、それに伴いまして2項の「所属職員の5日以内の休暇、欠勤その他服務に関すること」を、「所属教職員の休暇(別府市立小学校・中学校職員服務規程第12条第1項若しくは第2項ただし書又は別府市立幼稚園職員服務規程第12条第1項若しくは第2項ただし書の規定による承認に係る休暇を除く)、欠勤その他服務に関すること」に変更しております。要は、5日以上でありましても、学校長が専決を行うということに合わせまして、5日以内という文言を削除いたしました。また、括弧内の除く部分につきましては、小・中学校、幼稚園職員服務規程によりまして、結核性疾患による病気休暇及び1か月以上に渡る病気休暇は教育委員会の承認が必要と規定されているため、その部分については除くという意味合いでございます。

次に第6項部分、「所属教職員の旅行命令(県外及び3日以上を除く。)に関すること」につきましては、括弧の部分(県外及び3日以上を除く。)部分を削除しております。これにつきましても、別府市小学校・中学校管理規則及び幼稚園管理規則の規定により、職員の出張は校長が命令することとされておりますので、県外及び3日以上を除く旅行命令のみ専決ではなく、全ての旅行命令について校長の専決事項とするよう改正しようとするものであります。

続きまして、12ページをご覧ください。別表第4となりますが、ここには学校支援センター所長の専決事項が明記されております。現在1号から16号までありますのを、2号ずらしまして、新設して第1号第2号を入れております。従前の学校支援センター所長の専決事項に追加して、所属職員の休暇及び外勤及び旅行命令に関する規程を改正しております。これにつきましても、支援センターの所長が行うと規定されていることにより、事務決裁規程の専決事項に追加するものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より、報告がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。

高橋委員 学校長の判断によって、ということで、今現実、教職員の方が3日以上出張されるというのはどういうケースがあるのかな、ということなんです。

学校教育課長 まず旅行命令、出張については、県外及び3日以上を除くという規程をなくしました。県外といえば、例えば東京中央の方の研修に行く場合、それから県外に行く場合等いろいろありますので、そういうことが該当になります。それから3日以上の出張というのは、ほとんどありませんけれども、例えば中央の教員研修センター、昔は筑波と言っていましたけ

ど、そこに行くと1週間とか5日間とかの研修がありますので、人数としては1年に1人行くか行かないかというところになると思いますけども、そういうケースがあります。

高橋委員 そういうことで、日にち、数字を削除されたということですね。

寺岡教育長 以前、短期留学制度というのが別府市が実施されましたね。あれが1週間ぐらい、県外の学校の中や教育委員会に職員を研修で入れていましたね。多分その当時の規程だと思いますが、それを全部廃止するということで。

その他、よろしいですか。それでは質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 報告事項（2）（3）

寺岡教育長 次に報告第18号、別府市立小学校・中学校職員服務規程の一部改正についてと、報告第19号、別府市立幼稚園職員服務規程の一部改正については関連がございますので、一括して説明をお願いいたします。

学校教育課長 それでは13ページをご覧ください。私のほうからは、報告第18号、別府市立小学校・中学校職員服務規程の一部改正について報告をいたします。なお、本規程の改正は、大分県条例の、学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正に伴うものです。では、改正の要点絞って新旧対照表を用いて説明いたしますので、20ページをご覧ください。表の右側の改正案をご覧ください。改正ポイントの1点目は、上の方に第15条（介護休暇）の申出の仕方の変更と、それに伴う様式の変更であります。15条を読み上げます。「県条例第11条の2第1項に規定する職員の申出は、同項の指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を介護休暇指定期間指定願（様式第5号）に記入し、これに要介護者の状態等申出書（様式第5号の2）及び同項の要介護者の介護を必要とする状態を証明する書類を添えて、校長に対し…」とございます。少し分かりにくいので、様式第5号と様式第5号の2をご覧ください。16ページの様式には枠が2つありまして、大きな枠と、下のほうに小さな枠があります。大きな枠のほうの下の備考の上のところをご覧くださいまして、休暇を希望する期間（指定期間）の枠があります。この枠右隣に、第1回、第2回、第3回とあります。これまでの県条例では、介護休暇は、6月の期間内で必要な期間取得できるとなっていて、特段回数について示されていませんでした。今回の改訂により、3回を越えない範囲、かつ6月を超えない範囲と改正されましたので、様式を変更して、1回目、2回目、3回目を分けて書くようにしたものです。また、17ページをご覧ください。様式第5号の2は要介護者の状態等申出書です。先ほど読み上げましたとおり、今回新規に追加された規定で、新たにこの様式の提出が必要になったということでもありますので、位置づけ

たものでございます。改正ポイントの2つ目についてご説明申し上げます。新旧対照表21ページをご覧ください。右側改正案の下の方をご覧ください。今回県条例で、新たに介護時間の規定が盛り込まれました。第15条の2になります。職員は、介護時間を受けようとするときは、介護時間承認願（様式第5号の3）等を提出する必要があります。その様式を定めるのが今回の改正2つ目でございます。今申し上げました規定の様式が19ページでございます。様式第5号の3（第15号の2関係）看護時間承認願でございます。なお、県条例で定める介護時間は、3年の期間内において、1日につき2時間の範囲内で取得できることになっております。以上、小・中学校関係をご説明申し上げます。

教育政策課長 引き続き、幼稚園関係についてご報告いたします。議案の23ページをご覧ください。報告第19号、別府市立幼稚園職員服務規程の一部改正についてご報告いたします。本規程の改正は、別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行及び大分県条例である学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正に伴うものであります。内容は、先程報告がありました、別府市立小学校中学校職員服務規程の一部改正と同趣旨でございますので、省略させていただきますが、32ページをご覧ください。新旧対照表の左部分に、育児休業とございますが、育児休業第16条第2項につきましては、特に標記の必要はないと判断しまして、今回削除しております。学校教育課と違うところはその部分だけでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長ならびに学校教育課長より報告がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますか。

小野委員 今、介護休暇を取られている方はどのくらいいらっしゃいますか。

教育政策課長 いないそうです。

福島委員 この改正は、介護休暇を取りやすくしているんですか、取りにくくしているんですか。

教育政策課長 内容的には取りやすくしているというか、介護休暇を取るにあたって、取る指針を明確にしたということになると思います。

福島委員 どっちともつかないんですか。これによって、要するに働き方改革が進んでいる、先取りをすとかそういうことじゃなくて、ただ単に明確化しただけですか。

寺岡教育長 取得しやすくなった、取りやすくなった、ということよろしいですか。

教育政策課長 申請者につきましては、あらかじめ指定した指定期間の延長及び短縮をすることもできますので、以前でしたらそういう考慮がなされておりましたので、そういう意味で言えば、今まで以上に利用価値があるかと思えます。

高橋委員 3回を限度に6か月を最大の日数として、ということですけども、介護ですので、その状態がまだ継続している場合は、またもう一度この同じ様式で届出をするということになるんですかね。そういう考え方でよろしいですか。

学校教育課長 おっしゃるとおりでございます。あらかじめ指定した期間を延長、もしくは逆に短縮することも可能でございます。先程のご質問ですけども、これまでの県の条例は、介護を要する状況が続いている場合、6月の期間内でいいでしょうということで、例えば一度申請して、このくらい介護すればいいだろうと思っていたものが、もうちょっと介護がいるというときに、特段の何回までという取り決めがなかったんですけども、今回は3回までは取れますよと、しかも期間の延長・短縮もできますよということですので、利用者にしては利用しやすくなったのではないかなと解釈しております。

明石委員 6か月以上もありということですね。

学校教育課長 大分県の条例ですと、3回を越えず、かつ通算して6月を超えない範囲でとなっていますので、この範囲の中で期間の延長・短縮という解釈だろうと思います。

明石委員 というのが、高橋委員が言われたみたいに、介護っていうのはものすごく長いんですよ。6か月でということはまずありえないんですよ。要介護2以上の人は悪くなる一方で、良くなるということはあまり考えられないから、介護というのは本当に介護次第で泥沼化するんですよ。だから、ますますひどくなっていくんですよ。だから、6か月だけと言われるといつ取るかっていうのが、最後の最後、要介護1になってからしか取らないのか、最初にとってしまったら、本当に家庭崩壊に繋がるようになってくるから、そのときまで待つ取るのか。3回で6か月ですね、その人の介護、同一の人は。

学校教育課長 今、私が手元に持っている条例の資料ですと、そういう書き方になっております。また詳細につきましては、確認をしてご回答させていただくということでもよろしいですか。

福島委員 介護が違うんじゃないですか。交通事故を起こして怪我をした介護なら2、3か月で治るし6か月以内に治るでしょうね。だけど認知症とかそういうのになったらエンドレスですよ。

小野委員 要介護って書いていますね。

明石委員 これは要介護者だから、要するにこれを見たら、認知症とかいわゆる介護状態だから、これは泥沼化すると思いますけどね。

小野委員 それと、家族の中で介護するのが1人だけじゃなくて、2人になること

もあるので、そこら辺のところももうちょっとこう分かるほうが。

学校教育課長 今のご指摘の点につきましては、今回は県の条例に合わせて様式等を変更させていただいたものでございますので、運用につきましては、県教委と十分確認しながら、該当者の不利にならないような運用は心掛けたいと思います。ちなみに、要介護者の範疇ですけど、配偶者、父母、配偶者の父母、その他任命権者が定める者で、負傷、疾病、または老齢により、任命権者が定める期間にあたり、日常生活を営むのに支障がある者をいう、と規定になってございます。

明石委員 これは、今福島委員が言われたように交通事故ではなくて、いわゆる介護保険適用の、要介護者ですよ。そうすると、6か月以上がダメで、3回しかダメとなると、いつ取るかということがものすごく大事になりますね。早めにとったら本当に必要なときに、何回も言って悪いですけど、家庭崩壊みたいになっちゃうんですよ、最後。誰が看るか。そういう時期にそういうのを合わせて取るというのをよく浸透させておかないと。まず先に取ってしまって、本当に必要なときに取れなくなっちゃうなと思って、そこがちょっと心配です。それと、これは決まっていることでしょうけど、状態の申出書に排泄とありますけど、これは排泄そのものなのか、排泄の後始末なのかで全然違うんです。便とか尿、失禁の状態のときの介護なのか、それとも排泄の後始末ができないのか。介護の認定のとき一番大切なのは排泄の後始末ができるかできないかで大きく差が出るんです。だから排泄だけじゃなくて後始末の問題なんですけどね。でもこれは県が、専門的な人がしているんだからこれでいいでしょうけど、介護認定のときはこれが一番大切になります。排泄そのものなのか、排泄の後始末ができないのかによって、介護状態が変わるからですね。

寺岡教育長 近年の職員の退職願は、介護が理由で退職される職員が非常に増えてきているのは事実です。ですから、働き方改革のひとつとして、こういう形で変えていただくのは助かると思います。

高橋委員 ちょうどNHKBSでこの場面がありましてね、校長になった途端にお母さんが認知症を患って、結局校長を辞めるという、南果歩さんが出演しているドラマですけど、ああいうのを拝見していると、学校現場の先生方、あるいは市役所の職員の皆さん方のご家庭でも、こういう問題というのは必ず起こってくるものだと思いますので、課長さん、大変申し訳ありませんけど、県教委と連携を取られて、本当に6か月で終わるのか、3回で終わるのか、そういう状態が改善されるということはまず考えられませんので、継続することのほうが多いですから、よく意見交換していただきたいなど。教職員の皆さん、市の職員の皆さんが本当に取りやすい、安心して介護ができる状態のものにしていただくのがよろしいかなと思いますので、お願いいたします。

明石委員 僕は、介護休職というのを認めたほうがいいと思うんですよ。休職制度を。給料も7割くらい出るじゃないですか。確か出ると思いますから、

そういう介護休職を認めてあげたほうが、専念できるしいのかと思うんですけど。そして、必ず元のところに復帰させてあげると。

学校教育課長 ご指摘ありがとうございます。様々な機会を通じて県教育委員会と意見を交換していきたいと思います。今回新たに介護時間の承認が補助的に新規で組み込まれて、1日2時間ですけど3年間取れるということになりました。ただこれも、時間あたり取れば給与額が減額されるという前提になっておりますので、心おきなくというわけにはいかないだろうと思います。今、ご指摘いただいた点につきましては、伝えていきたいと思います。ありがとうございます。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ 報告事項（4）

寺岡教育長 次に報告第20号、寄附受納についてです。この件につきまして、説明をお願いいたします。

教育次長兼社会教育課長 社会教育課関係の寄附受納について説明をさせていただきます。まず、児童書セット、これはモラロジー研究所から98冊ということで寄附を受けて、図書館のほうに配備しております。それから、森岡章作品集、これは琴・尺八の日本の楽譜ですね、これを10冊いただきまして、これも図書館のほうに配備しております。併せまして菊重精峰作品集、これにつきましても同じような楽譜でございます。これについては2冊いただいております。それから5番から12番まで8点、熊井惇先生の絵画を寄贈していただいております。これは美術館の西村館長のつてと言いますか、そういう関係でご家族の熊井恭子さんから寄贈ということで、金額につきましては、過去の大分県出身の作家・画家で、1号あたり1万円という算定基準を設けておりますので、それに合わせて5番の自画像であれば、60号の大きさの油彩画でありますので60万円というふうな見積価格を設定しております。以下、それぞれの号数を合わせた金額になっております。以上、社会教育課関係の寄附受納の概要でございます。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。

小野委員 このように寄贈していただいた、特に今回の絵とかですけども、実際に飾るところはあるんですか。

教育次長兼社会教育課長 現在は休館しておりますのでまだ飾れませんが、今回旧ニューライフプラザのほうを改装して、かなりのスペースがとれますので、そこで実際にこの部屋に置く、という計画を今立てているところでございます。

小野委員 わかりました。この熊井恭子さんというのは、熊井惇先生の娘さんです。

寺岡教育長 その他、よろしゅうございますか。他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（３）

【概要】 ※スポーツ健康課長より、平成 29 年度秋季幼稚園・小学校運動会、中学校体育大会訪問日程について説明した。

◎ その他（４）

【概要】 ※平成 29 年 9 月定例教育委員会の開催日程について、平成 29 年 10 月 4 日（水）17：00 開催と決定していたが、再度調整し、16：00 より開催することが決まった。

◎ 報告事項（５）

寺岡教育長 ここからは非公開の議案になりますので、一般の傍聴の方と報道関係の方は、申し訳ありませんがご退席をお願いします。

※研修職員以外の傍聴者退席

寺岡教育長 それでは議事に戻ります。報告第 21 号 平成 29 年度別府市功労表彰・特別功労表彰候補者についてです。この件につきまして、説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ その他（１）

【概要】 ※別紙資料に基づき、学校教育課長より平成 29 年度全国学力・学習状況調査の結果について説明があった。

以下非公開

◎ その他（２）

寺岡教育長 その他（２）、平成 30～33 年度実施計画（案）についてでございます。
この案件につきましては、提案されている課以外の皆さんは、大変恐れ入りますがご退席をお願いいたします。

※関係職員以外退席

【概要】 ※別紙資料に基づき、平成 30～33 年度実施計画（案）について各担当課長等より説明した。

以下非公開

◎ その他（５）

寺岡教育長 ここで追加議案がございます。お手元の 2 件を議事に加えたいと思います。この 2 件につきましても、別府市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定によりまして、非公開とすることを提案いたします。お諮りいたします。2 件を非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。出席者の 3 分の 2 以上でございますので、これを非公開といたします。それではその他（５）、別府市立朝日小学校湯山分校の取扱いにつきましての説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 別府市費負担職員人事案について

寺岡教育長 ここで、人事担当課以外の皆様は、ご退席をお願いいたします。

※人事担当課職員以外退席

寺岡教育長 それでは議事日程第 5、議第 34 号 別府市費負担職員人事案についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

以下非公開

※審議の結果、議第 34 号は原案のとおり決定した。

◎ 閉会

寺岡教育長 これですべての日程を終了いたします。以上をもちまして、平成 29 年 8 月定例教育委員会を閉会したいと思います。ありがとうございました。

- ・ 発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。